

## 遠野市特定空家等除却促進事業

令和  
2年度

# 空き家解体補助金

こんなお悩みにお答えします！！

老朽化した空き家を  
何とかしたい

空き家を解体したい  
けどお金が・・・

空き家の屋根や外壁  
が劣化して心配

**目的** 危険な空き家の除却を促進し、安全・安心なまちをつくります

**対象者** 空き家の所有者、相続人、又はこれらの者から同意を得たもの

**対象空き家** 市が認定した特定空家等(※)

**対象工事** 市内事業者が行う工事で、空き家全体を対象とするもの

**対象経費** 解体・撤去・運搬・処分・諸経費  
(動産に関するもの及び消費税は除く)

**その他** 上記は代表的な条件です  
詳しくは窓口にてご確認ください

最大

50万円

対象経費の2分の1  
が上限

### ※特定空家等とは・・・

空家等対策の促進に関する特別措置法において「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」など、一定の条件が定められています。単純に使わなくなった空き家や、流通・利活用が可能な空き家などは対象とならない場合があります。

詳しくは下記にお問い合わせください。

TEL

0198-62-2111 (内線:542・543)

遠野市環境整備部まちづくり推進課  
(とぴあ庁舎)